(ｱ)　一般土木工事の施工を担当する異工種建設工事共同企業体の構成員は、下記の施工実績を有すること。

・河川における堰、水門又は閘門で、最大径間長が20ｍ以上の工事であること。

(ｲ)　機械設備工事の施工を担当する異工種建設工事共同企業体の構成員は、下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

・河川用シェル構造ローラーゲートであること。ただし、上記はゲート設備全体のシステム設計及び施工をした場合とする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　各々が担当する工事における建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業または鋼構造物業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者は、請負契約締結後、据付着手までの期間は専任を要しないものとする。

⑶　代表者要件　異工種建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定されたものとする。

⑷　異工種建設工事共同企業体の協定　異工種建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」)昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」(昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書(ｲ)」を準用するものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、異工種建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに異工種建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けたときは、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

異工種建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　異工種建設工事共同企業体の名称は、「H22行徳可動堰改築工事△△・□□異工種建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、異工種建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

鶴田ダム施設改造工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年６月14日

九州地方整備局長　岡本　　博

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事名　鶴田ダム施設改造工事

2　工事場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子地内

3　工事内容

・ダム土工　約193,000㎥

・減勢工　約72,000㎥

・台座工　約6,000㎥

・堤体削孔　洪水調節用　３箇所（6.0ｍ×6.0m）

発電施設用　２箇所（6.4ｍ×6.4m）

・仮設工　一式

4　予定工期　平成23年１月～平成27年３月

5　申請の時期

平成22年６月15日から平成22年７月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。

なお、平成22年７月14日以降当該工事に係る開札の時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事)」(以下「申請書」という。)は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事)」(平成22年６月14日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）４.⑵を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。)により提出すること。提出場所は次のとおりとする。

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）

①　特定建設工事共同企業体協定書(ﾛ)（下記７⑸の条件を満たすものに限る。)の写し

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事)」(平成22年６月14日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。)５⑴の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年３月31日付け公示６の⑴①に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び②に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。)でないこと。